

郷土の誇り「落合川と南沢湧水群」が 環境省の「平成の名水百選」に選定



この清冽(れつ)な川や湧(ゆう)水をいつまでも守りたい(落合川いこいの水辺付近)

今年6月、市内の「落合川と南沢湧水群(ゆうすいぐん)」が環境省の「平成の名水百選」に選定されました。「水と緑とふれあいのまち東久留米」にふさわしい、「この明るい二ノースを、市民の皆さんへお届けします。」
詳しくは環境政策課みどり環境担当 ☎470・7753

私たちの住むまち東久留米で「誇りにできるもの」を挙げると思ったら、皆さんは何を思い浮かべますか。数ある中でも、「川の水がきれい」「湧(わ)き水が豊富」とお考えの方も多いと思います。
市内には黒目川や落合川が東西に流れ、川沿いの遊歩道を思い思いに散歩する方にとって憩いの場になっています。また、「落合川いこいの水辺」などでは、都心から比較的近い地域にもかかわらず、きれいな川に入って遊ぶことができます。週末には、親子で川遊びを楽しむほほえましい風景を見かけます。このように私たちの住むまちは、「水」と

「平成の名水百選」選定趣旨

環境省では、現在の名水百選の選定以後、社会情勢の変化も踏まえ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活にとけ込んでいる清澄(せいちょう)な水および水環境の中で、特に、地域住民等が主体的かつ持続的に水環境の保全活動に取り組んでいるものを、現在の「名水百選」に加え、新たな名水、「平成の名水百選」として選定することとなりました。

の結び付きが特に強い土地柄であるということが出来ます。今年6月、「落合川と南沢湧水群」が環境省の「平成の名水百選」に、都内で唯一選定されました。このことにより、近隣地域や都内だけでなく、全国にも、「水のまち東久留米」を誇ることができるようになりました。

関東地方から選定された「平成の名水百選」

- 茨城県日立市「泉が森湧水及びイトヨの里泉が森公園(湧水)」群馬県上野村「神流川(かんながわ)源流(湧水)」群馬県片品村「尾瀬の郷(さと)片品湧水群(湧水)」埼玉県熊谷市「元荒川ムサシトミヨ生息地(河川)」埼玉県秩父市「武甲山(ぶこうざん)伏流水(地下水)」埼玉県新座市「妙音沢(みょうおんざわ)(河川)」埼玉
- 千葉県野田町「毘沙門水(びしゃもんすい)(湧水)」千葉県原野市「生きた水・久留里(くるり)(地下水)」東京都東久留米市「落合川と南沢湧水群(湧水)」神奈川県南足柄市「清左衛門(せいざえもん)地獄池(湧水)



公共下水道への接続のお願い

公共下水道への未接続世帯の生活排水が、そのままの状態では河川に流出していることから、水質の悪化、悪臭をもち、さらには不快害虫等が発生させる原因となつています。きれいな水や自然環境を守るためにも、またすべての市民が快適な環境の中で生活ができるよう、一日でも早く公共下水道への接続をお願いします。詳しくは施設管理課下水道担当 ☎470・7759へ。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料額決定通知書を送付します

4月から始まりました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の20年度の保険料額が決定しました。決定通知書は7月15日(火)に発送します。
【年金からの天引きにより納めていただく方(特別徴収)】既に4月に、仮徴収通知書を送付して、8月分までの保険料額をお知らせしてあります。今回の決定通知書は、20年度の保険料額が決定したことにより、10月・12月・21年2月分の保険料額を通知するものです。
【納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)】納付書をお送りします。納期は7月・21年2月までの8回となります(下表参照)。口座振替を希望される方は、通知書に同封されている口座振替依頼書で申し込みください。
20年3月まで東久留米市の国民健康保険税を口座振替で納付されていた方も、申し込みが必要になります。
【10月から年金天引きになる方】次の方は原則として10月から年金天引きになります。7月・9月はお送りする納付書等で納めてください。会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)から長寿医療制度に移行された方のうち被保険者本人であった方
20年1月以降に75歳になられた方
20年1月以降に他の市区町村から東久留米市に転入された方
長寿医療制度への移行前に会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった方は、20年9月まで保険料は発生しません。9月下旬に決定通知書を送付します。これ以前の保険料の通知が届いた場合は、ご連絡ください。
詳しくは保険年金課高齢者医療 ☎470・7846へ。

20年度後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期

区分	納期
1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	10月31日(金)
5期	12月1日(月)
6期	12月25日(木)
7期	21年2月2日(月)
8期	21年3月2日(月)

「暮らしのしおり」に広告を掲載しませんか

市内に転入手続きをされた方へ配布している市役所の業務などを紹介した「暮らしのしおり」に広告を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【発行部数】約4,000部

【掲載位置】同じおり(A4サイズ)巻末

【掲載料金】全ページ=6万4,000円 2分の1ページ=3万2,000円 4分の1ページ=1万6,000円 8分の1ページ=8,000円

広告の版下は、市が指定する方法により広告主の負担で作成していただきます。

申し込みは7月18日(金)までに(消印有効)所定の申込書(企画調整課秘書広報担当 市役所4階)にあります。市ホームページからも入手可。必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課秘書広報担当あて郵送を。電子メール、ファクス470・7804または直接同担当へ持参可。詳しくは同担当 ☎470・7708へ。

企画調整課秘書広報担当メールアドレス
hishokoho@city.higashikurume.lg.jp